

この度、福生平和委員会を立ち上げることに致しました。

創立総会を下記開催いたします。

日時 2019年5月26日(日) 午後2時から4時

場所 松林会館 2階和室

記念講演 「基地撤去と平和委員会」

東京平和委員会 事務局長 岸本正人

あなたも、下記の記載を参考の上、入会のご検討をされ、是非、創立総会にご参加ください。

●平和のために私たちにもできることがある

日本平和委員会は、北海道から沖縄まで全国47都道府県で、草の根から平和を創るために活動しているNGO(非政府組織)です。地域や職場、学園にいる3人以上の会員で作る基礎組織が全国に約500あり、約1万8000人の会員がいます。

当会は、「思想・信条・政派の違いをこえて、規約に賛同する個人をもって構成される個人加盟の団体」(規約第4条)です。1人ひとりの自発的な思いこそ、平和を守り、つくる力の土台だと考えています。

「平和について学びたい」「平和のために何かしたい」という一人ひとりの思いを出発点に、学習会やフィールドワーク、署名や企画・パフォーマンスなど、話し合いながら多彩な活動をすすめています。

また、他の労働組合や民主団体などと協力し、毎年、原水爆禁止世界大会(夏)や日本平和大会(秋)といった全国規模の平和イベントも開催しています。

さらに、外国軍事基地撤去国際ネットワークへの参加、外国の平和運動・基地反対運動と交流するスタディツアーを独自に企画するなど、世界の人々と手をつなぐ活動も行っています。

●目的

日本平和委員会の目的は、「あらゆる人々の平和の願いをもとにし、戦争と侵略の政策、すべての他民族支配に反対し、日本と世界の平和の確立に寄与すること」(規約第2条)です。

21世紀の今日は、国際的には、核兵器廃絶、国際紛争の平和的解決、民族自決権擁護、外国軍事基地撤去・軍事同盟解消を、国内では、憲法9条守れ、非核3原則の厳守、米軍基地撤去・日米軍事同盟解消、侵略戦争の反省と戦後補償の実現などが大切なテーマと考えて活動しています。

●歴史

日本平和委員会は、1949年に生まれました。

アジアの人々2000万人、日本国民300万人の命を奪った日本による侵略戦争(アジア・太平洋戦争)のあと、私たちの先輩は、「戦争はもう繰り返さない」と誓い、その思いは日本国憲法9条に結実します。

しかし、アメリカとソ連を軸とした「東西対立」が強まり、再び戦争の匂いがたちこめるようになります。こうしたなか、1949年にパリとプラハで平和擁護世界大会が開かれ、日本においても平和擁護日本大会が開催されました。この大会を契機に「日本平和をまもる会」(現在の日本平和委員会)が結成されました。以来、市民の手で草の根の活動をすすめています。

●発行物

日本平和委員会は、情報の提供や交流のために「平和新聞」(月3回発行・400円)と月刊誌「平和運動」(月1回250円)を発行しています。郵送や手配りで届けます。また、重要な問題については、パンフレットを発行したりDVDを作製するなどして知らせる活動をすすめています。

●日本平和委員会の規約 (※裏面に記載)

日本平和委員会 規約

一. 総則

第1条 (名称) この会は、日本平和委員会とよび、事務所を東京都内におきます。

第2条 (目的) この会は、あらゆる人々の平和の願いをもとにし、戦争と侵略の政策、すべての他民族支配に反対し、日本と世界の平和の確立に寄与することを目的とします。

第3条 (事業) この目的を実現するために、つぎの事業をおこないます。

1. 平和のために、ひろく国民によびかけて、あらゆる必要な行動をおこないます。
 2. 平和新聞と雑誌「平和運動」を発行します。
 3. 思想・信条・政派の違いをこえて平和のために寄与する国内のあらゆる団体、個人と手をつないで活動します。
 4. 世界平和評議会に加盟し、世界平和運動の発展に寄与します。
 5. この会と目的を同じくする国際団体、各国平和団体と連絡し、協力します。
- 第4条 (構成) この会は、思想・信条・政派の違いをこえて、規約に賛同する個人をもって構成される個人加盟の団体です。

二. 会員

第5条 この会の規約に賛同し、会費をおさめる人は会員になれます。

第6条 会員は平和新聞を読み、この会の方針にそって自主的に活動します。

第7条 会員の入会は、それぞれの属する平和委員会で確認されます。

第8条 (賛助会員・協力団体) この会の目的に賛同する個人は賛助会員に、団体は協力団体となれます。この両者は、それぞれ賛助会費、協力費を払います。

三. 組織

第9条 この会の基礎組織は職場・地域・学園平和委員会です。基礎組織は3名以上の会員でつくります。基礎組織は、責任者をおき全員の話し合いにもとづいて活動します。

第10条 この会は、区・郡・市・町・村などに地区平和委員会を、都道府県に都道府県平和委員会をつくります。地区平和委員会は基礎組織を、都道府県平和委員会は地区平和委員会を援助し、運動の発展につとめます。各平和委員会の機関と役員は中央に準じ、各地の実情に即して定め、民主的に運営されます。

第11条 (中央) 全国大会は、この会の最高機関で常任理事会の決定により、代表理事が招集し、年1回ひらかれます。全国大会は、年間の活動を総括し、決算の承認をおこない、新年度の方針と予算を決定します。必要な場合には臨時全国大会をひらくことができます。

第12条 全国大会は、会員の中から選ばれる代議員と役員によって構成し、代議員の選出基準は、そのつど常任理事会できめます。

第13条 理事会は、全国大会につぐ決議機関で、代表理事、理事によって構成し、全国大会の方針にもとづいて当面の活動方針を決めます。

第14条 理事会は、必要があれば運営細則を定めることができます。

第15条 理事会は、常任理事会の決定により、代表理事が招集し、年3回以上ひらきます。

第16条 常任理事会は、この会の執行機関で、全国大会と理事会の決定にもとづいて会務を執行し、そのために必要な機構と日常業務を処理する事務局を設けます。

第17条 常任理事会は、代表理事、常任理事によって構成し、代表理事が招集し、年6回以上ひらきます。

四. 役員

第18条 この会は次の役員をおきます。代表理事若干名、事務局長1名、事務局次長1名、常任理事若干名、理事若干名、会計監査若干名。

第19条 役員は、会員の中から選ばれ、その任期は1年とします。ただし、再選をさまたげません。

第20条 代表理事、理事、会計監査は全国大会で選出され、常任理事、事務局長、事務局次長は理事会で互選されます。

第21条 この会は、顧問を全国大会で推薦することができます。

五. 財政

第22条 この会の経費は、会費、賛助会費、協力費、寄付金などでまかないます。

第23条 各会費の額はつぎのとおりです。

1. 会費は月額300円以上とし、その額は都道府県ごとに決めます。都道府県平和委員会は、会員1名につき月100円を納入します。経済的困難など特別の事情のある場合は減額措置をとることができます。ただし、学生会員の会費については、中央への納入額を50円とし、額は都道府県ごとにきめます。
2. 職場・地域・学園平和委員会に属さない会員の会費は、別に定めます。
3. 賛助会費は月額2,000円以上とします。
4. 協力費は月額2,000円以上とします。

第24条 会計監査は、年1回以上、会計状況を監査し、全国大会に報告します。

六. 付則

第25条 この会の規約改正は、全国大会でおこないます。(2001年7月1日一部改正)